

施設管理規程

公益財団法人新潟県学校給食会

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県学校給食会（以下「当会」という。）の施設（研修室及び調理実習室、調理準備室）の管理運営について、必要事項を定めるものとする。

第2章 管理及び運営

(利用者)

第2条 当会の施設を利用することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食関係団体及び学校給食関係者
- (2) 前項に定めるもののほか、会が特に適当と認める団体

(利用の制限)

第3条 当会の施設においては、次の行為を行ってはならない。

- (1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動
- (3) 専ら営利を目的とする活動

(利用の申込み及び承認)

第4条 当会の施設を利用しようとする者は、利用しようとする日の15日前までに、別記第1号様式による利用申込書を当会に提出し、その承認を得なければならない。

2 利用の承認は、別記第1号様式による利用承認書を交付して行うものとする。

(利用時間)

第5条 当会の施設を利用できる日時は、当会営業日の午前9時から午後5時までとする。

(原状回復)

第6条 利用者は、施設の利用を終わったときは、速やかに原状に復さなければならない。

(損害の弁償)

第7条 利用者は、当会の施設又は設備を損傷したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、会が利用者の責めに帰することができないと認めるときは、この限りでない。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。